

第 30 回 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部 次第

日 時 令和 3 年 4 月 15 日 (木) 18 時から

場 所 西庁舎 6 階災害対策本部室

議題

1. まん延防止等重点措置の適用要請について
2. その他

まん延防止等重点措置の適用要請の検討

令和3年4月15日

まん延防止等重点措置—適用条件—

① 特措法施行令（下記、ア・イのいずれも満たす場合）

ア 以下を踏まえ、感染拡大のおそれがあると認められる場合

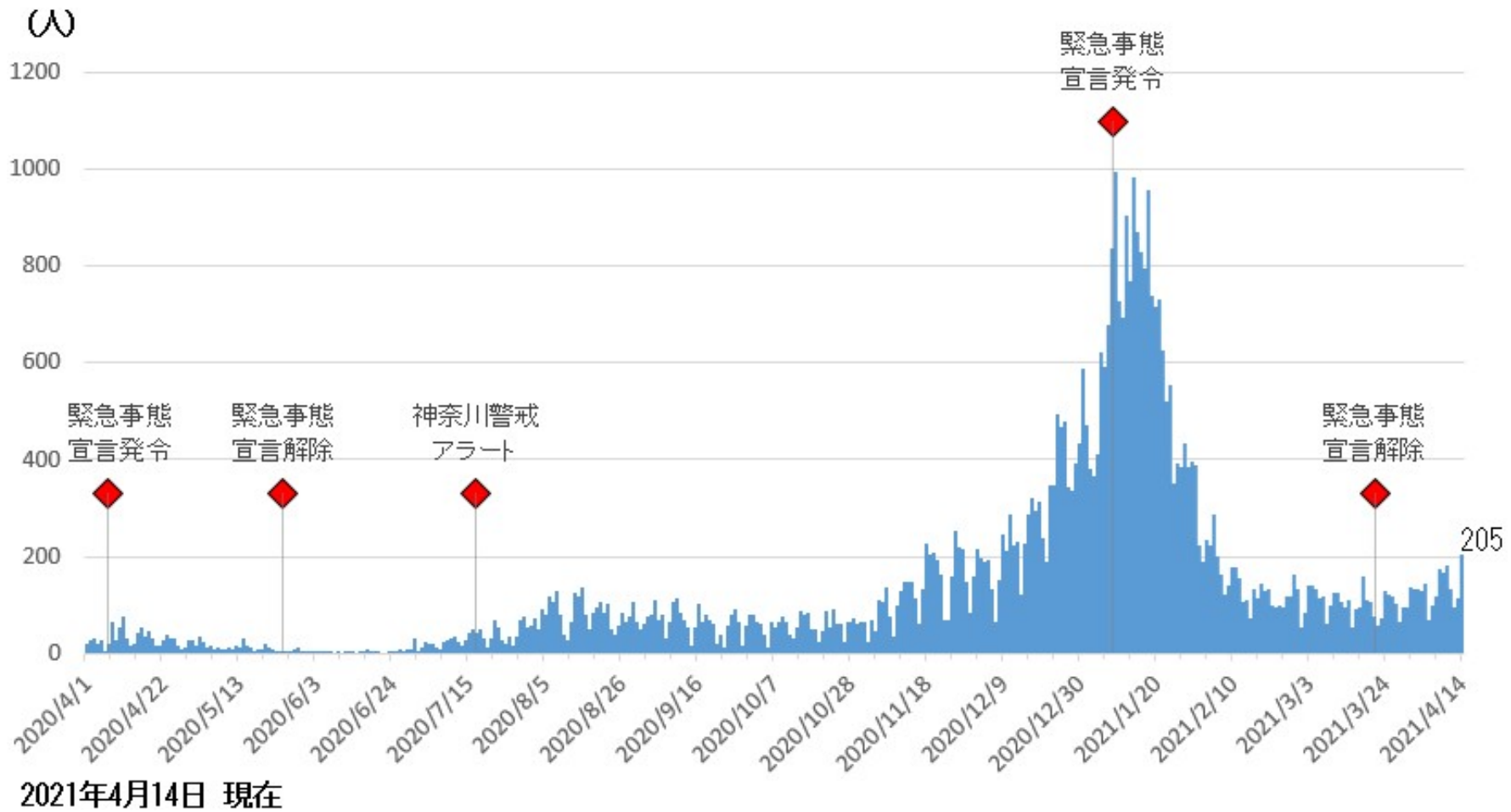
- ・県内の「新規感染者数」
- ・県内の「感染経路不明率」
- ・特定区域の「感染拡大状況」「発生状況」

イ 感染拡大状況を踏まえ、県の医療提供に支障が生じるおそれがあると認められる場合

② 基本的対処方針

- 県内の特定区域で感染が拡大し、県全域に拡大するおそれがあり、医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生ずるおそれがある場合（ステージⅢ相当）
- ステージⅡ相当で、特定の区域で感染が急拡大し、全域に拡大するおそれがある場合
- ステージⅢ相当で、感染が減少傾向であるが、特定の区域で感染水準が高い又は感染が拡大している等、感染の再拡大を防止する必要性が高い場合

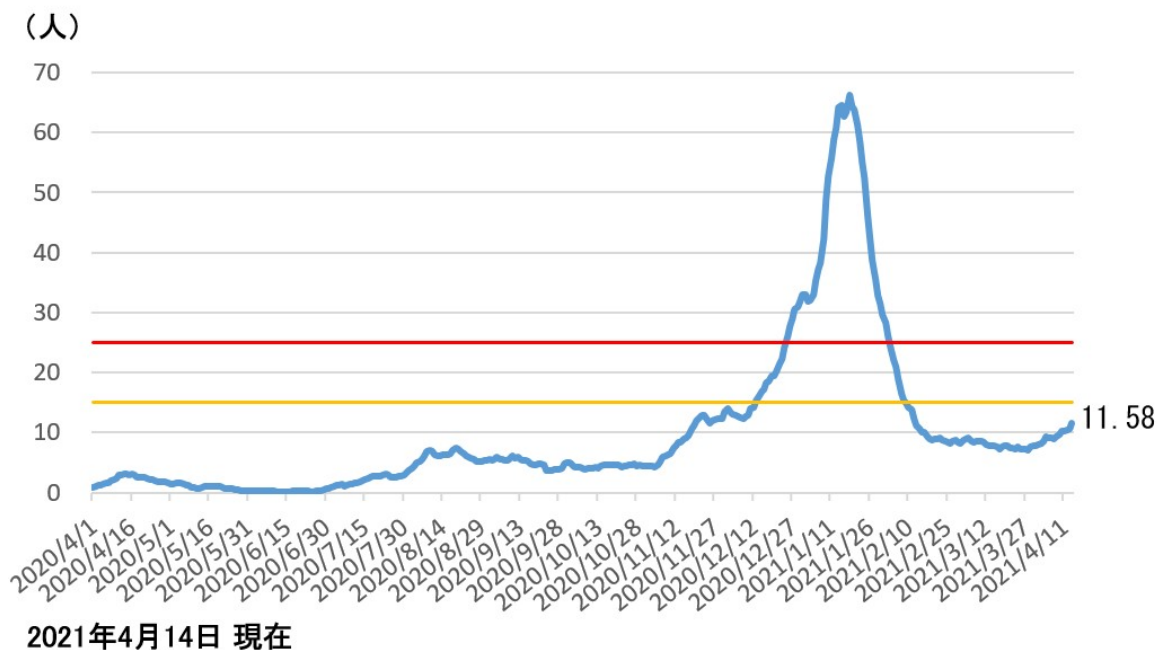
新規感染者の推移（実数・日別）



県内の感染者週別の推移

	日	月	火	水	木	金	土	週合計	
11月	11/1	2	3	4	5	6	7	週合計	
	65人	22人	68人	44人	109人	104人	137人	549人	
	8	9	10	11	12	13	14	週合計	
	77人	36人	98人	130人	147人	146人	147人	781人	
	15	16	17	18	19	20	21	週合計	
114人	61人	133人	226人	205人	208人	192人	1139人		
22	23	24	25	26	27	28	週合計		
162人	70人	67人	159人	252人	219人	214人	1143人		
29	30	12/1	2	3	4	5	週合計		
149人	83人	158人	214人	197人	188人	191人	1180人		
12月	6	7	8	9	10	11	12	週合計	
	134人	65人	152人	245人	213人	285人	223人	1317人	
	13	14	15	16	17	18	19	週合計	
	231人	121人	226人	287人	319人	295人	314人	1793人	
	20	21	22	23	24	25	26	週合計	
238人	188人	348人	346人	494人	466人	479人	2559人		
27	28	29	30	31	1/1	2	週合計		
343人	334人	394人	432人	587人	470人	380人	2940人		
1月	3	4	5	6	7	8	9	週合計	
	365人	412人	622人	591人	679人	838人	995人	4502人	
	10	11	12	13	14	15	16	週合計	
	727人	694人	905人	767人	984人	871人	829人	5777人	
	17	18	19	20	21	22	23	週合計	
794人	957人	737人	716人	731人	627人	521人	5083人		
24	25	26	27	28	29	30	週合計		
553人	351人	394人	386人	433人	385人	397人	2899人		
31	2/1	2	3	4	5	6	週合計		
1月	31	2/1	2	3	4	5	6	週合計	
	390人	221人	187人	234人	224人	288人	201人	1745人	
	2月	7	8	9	10	11	12	13	週合計
		164人	121人	141人	176人	178人	154人	105人	1039人
		14	15	16	17	18	19	20	週合計
108人		71人	133人	115人	142人	129人	131人	829人	
21		22	23	24	25	26	27	週合計	
100人	96人	97人	93人	119人	116人	162人	783人		
28	3/1	2	3	4	5	6	週合計		
131人	52人	84人	138人	138人	131人	113人	787人		
3月	7	8	9	10	11	12	13	週合計	
	119人	59人	100人	124人	124人	107人	95人	728人	
	14	15	16	17	18	19	20	週合計	
	109人	55人	91人	93人	159人	111人	107人	725人	
	21	22	23	24	25	26	27	週合計	
77人	56人	72人	128人	121人	117人	102人	673人		
28	29	30	31	4/1	2	3	週合計		
64人	93人	96人	136人	133人	133人	129人	784人		
4月	4	5	6	7	8	9	10	週合計	
	142人	68人	100人	118人	175人	168人	180人	951人	
	11	12	13	14	15	16	17	週合計	
	132人	94人	114人	205人					
	18	19	20	21	22	23	24	週合計	
25	26	27	28	29	30	5/1	週合計		
5月	2	3	4	5	6	7	8	週合計	

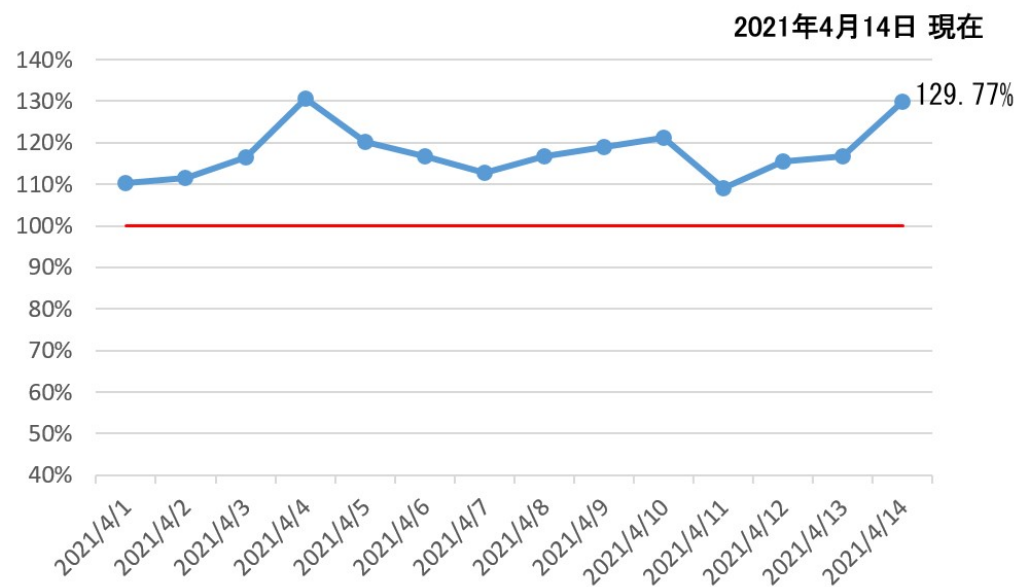
新規感染者の推移 (人口10万人当たり・週合計)



※各日における週合計の感染者数を人口10万人当りに換算
 ※県のモニタリング指標におけるステージIV移行の基準値として、25人
 (／週) 以上であることを設定している。

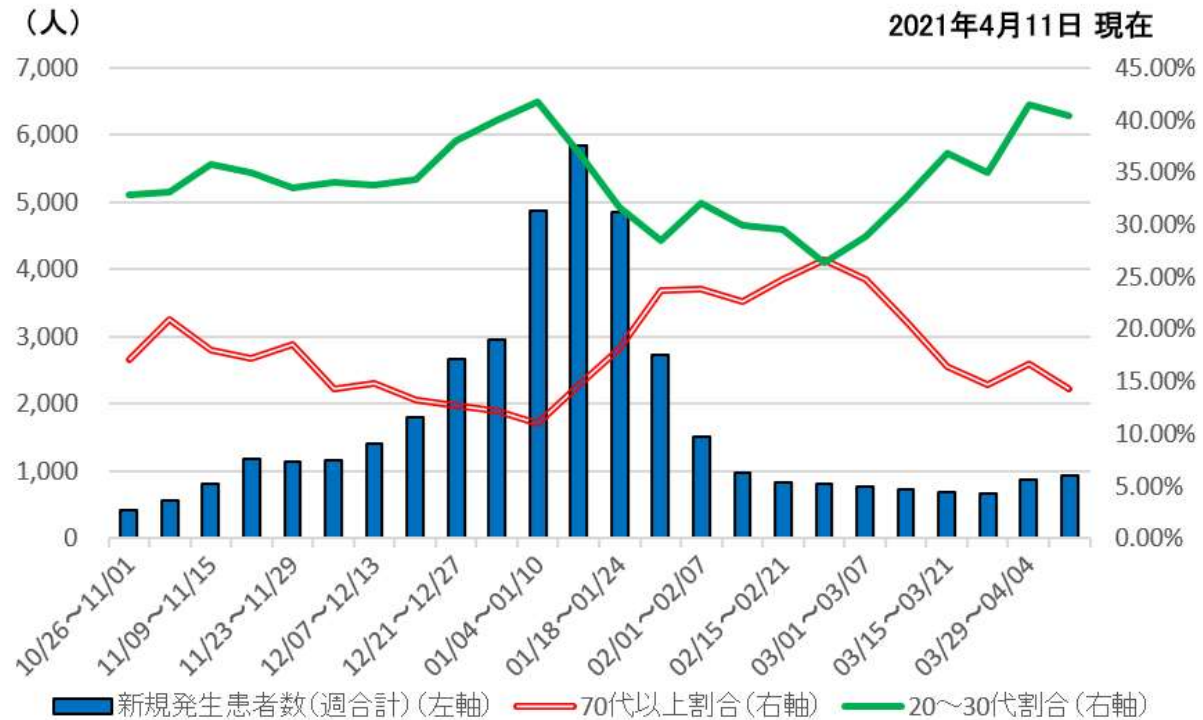
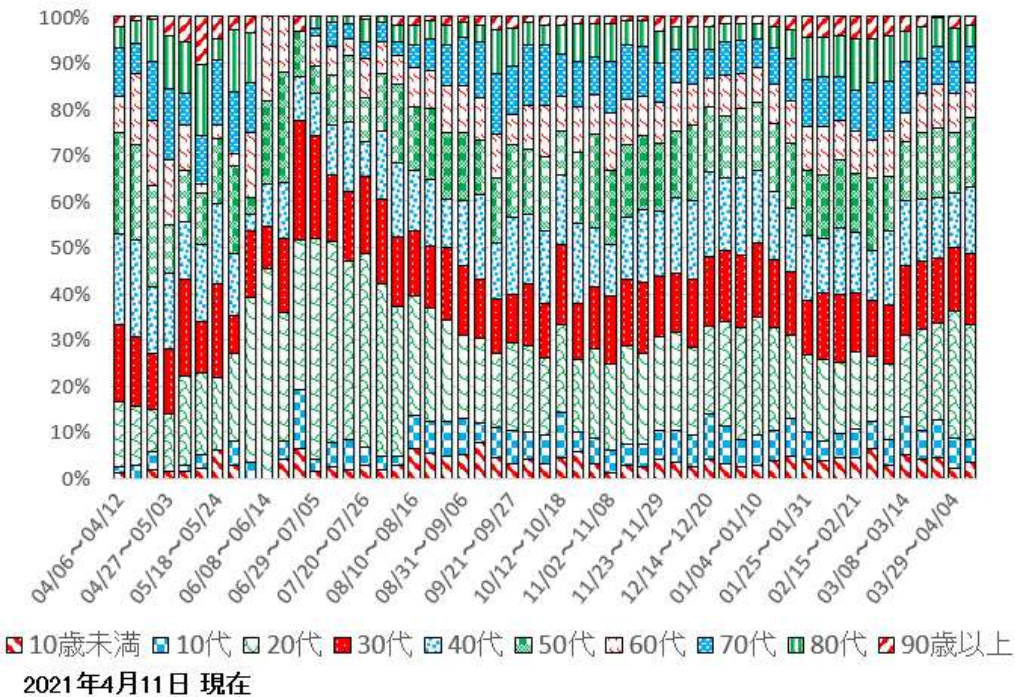
新規感染者の推移 (増加率)

■ 直近2週間における増加率



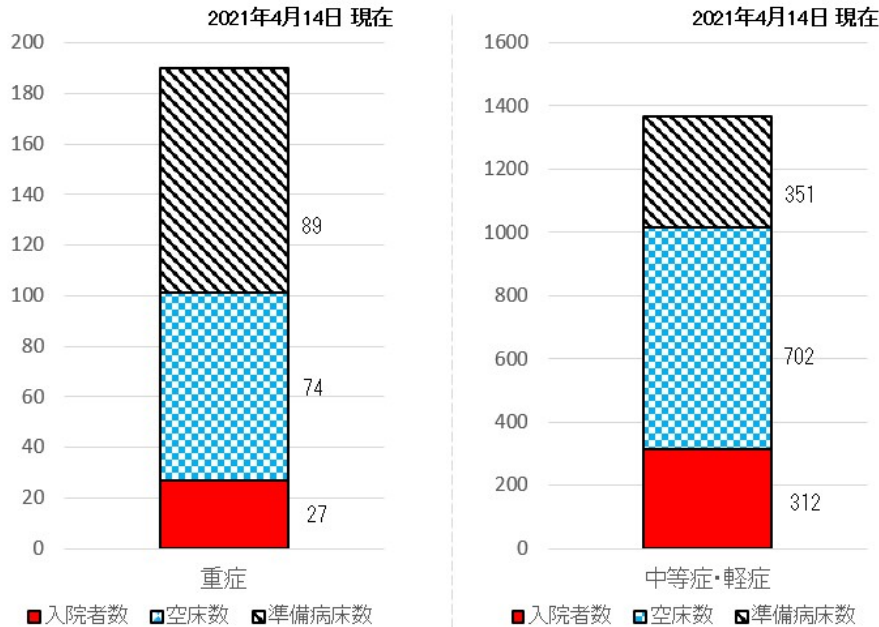
※その日までの直近の7日間の新規感染者数
 / その日の8日前の日までの7日間の新規感染者数
 (例) 8月8日～14日 / 8月1日～7日

20・30代、70代以上の新規感染者の割合（各週）



病床利用率

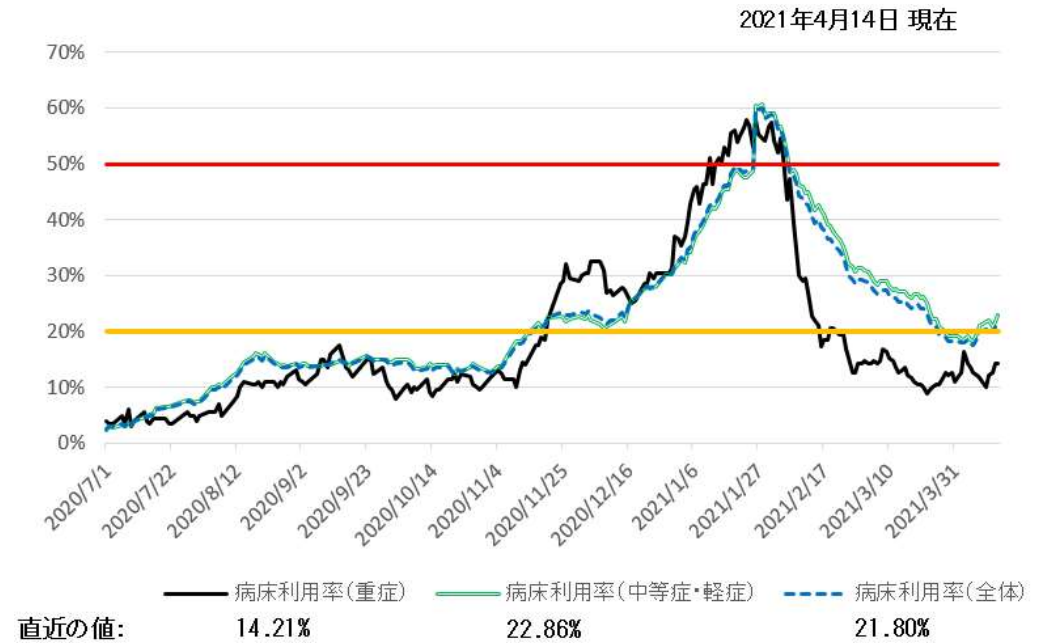
■ 病床利用率



【参考】即応病床数総計：1,115床

※入院者数 + 空床数 = 即応病床数
 準備病床は、最終的な確保病床数（1555床 = 重症190床 + 中等症（軽症を含む）1365床）から即応病床数を引いた数

■ 病床利用率の推移



※県のモニタリング指標では、病床全体（宿泊療養施設は含まない）及び重症用病床の各確保病床に対する占有率が、ステージ3移行の基準値として20%以上、ステージ4移行の基準値として50%以上と設定。
 ※病床利用率は、最終的な確保病床に対する現在の入院者数で計算。休日における病床利用率は、直前の平日の数値を用いて計算。（ただし、2020年12月29日～については、休日分数値を取得・使用して描画。）

病院への搬送調整状況

(県対策本部調整分…保健所管内で入院調整ができなかったもの)

	4/6	4/7	4/8	4/9	4/10	4/11	4/12	4/13	4/14
病院への搬送件数 (計)	3	10	11	11	8	6	11	30	19
自宅⇒病院	2	5	10	6	4	5	7	11	14
宿泊施設⇒病院	1	5		1	1	1		1	
重点医療機関⇒高度医療機関					1		2	2	
高度医療機関⇒重点医療機関									
その他			1	2	2		2	16	2
下り搬送				2					3

(ポイント)

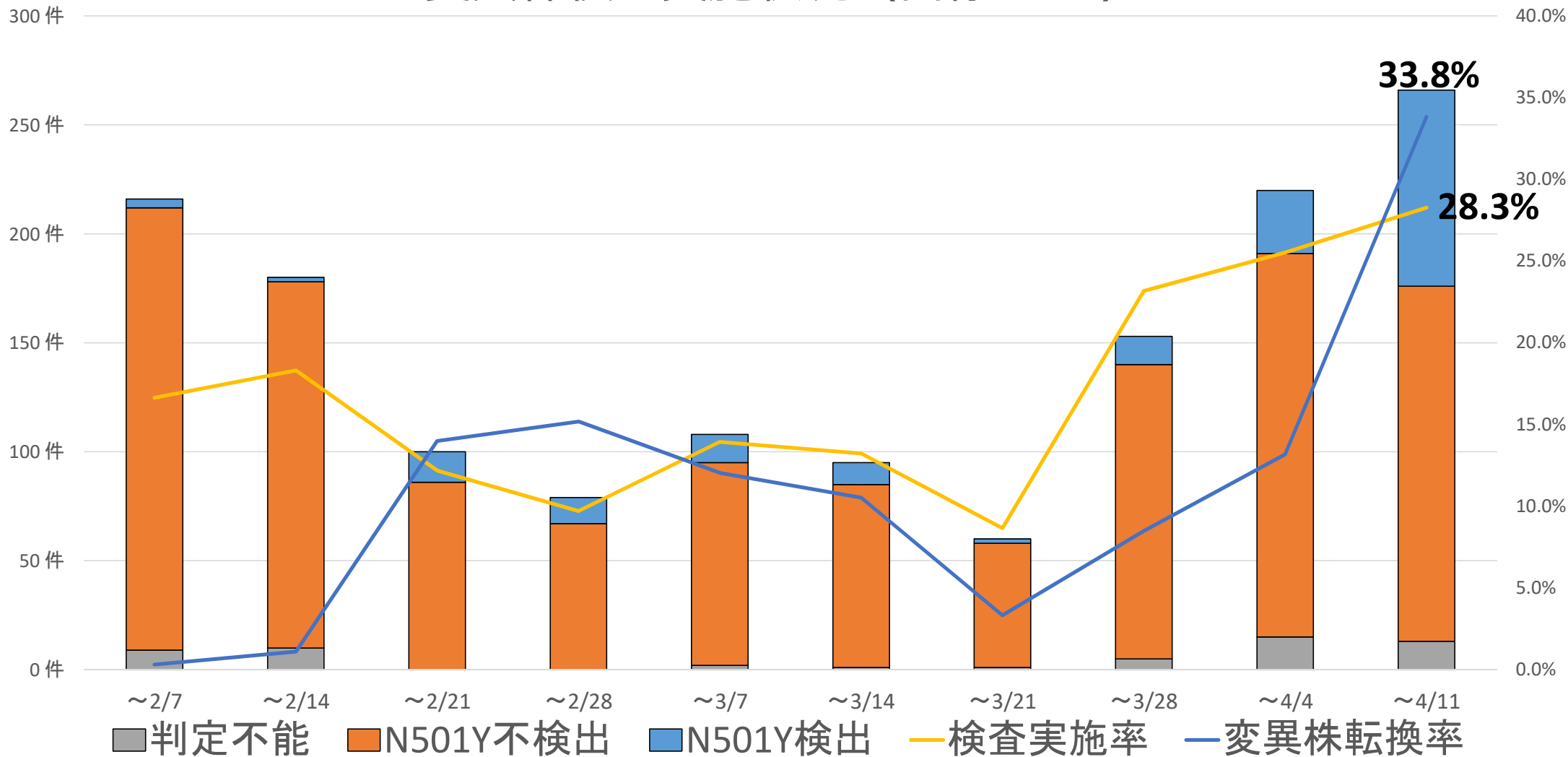
○ 搬送調整の取り扱い件数が急増している。

○ 病院への搬送件数全体も増加している。

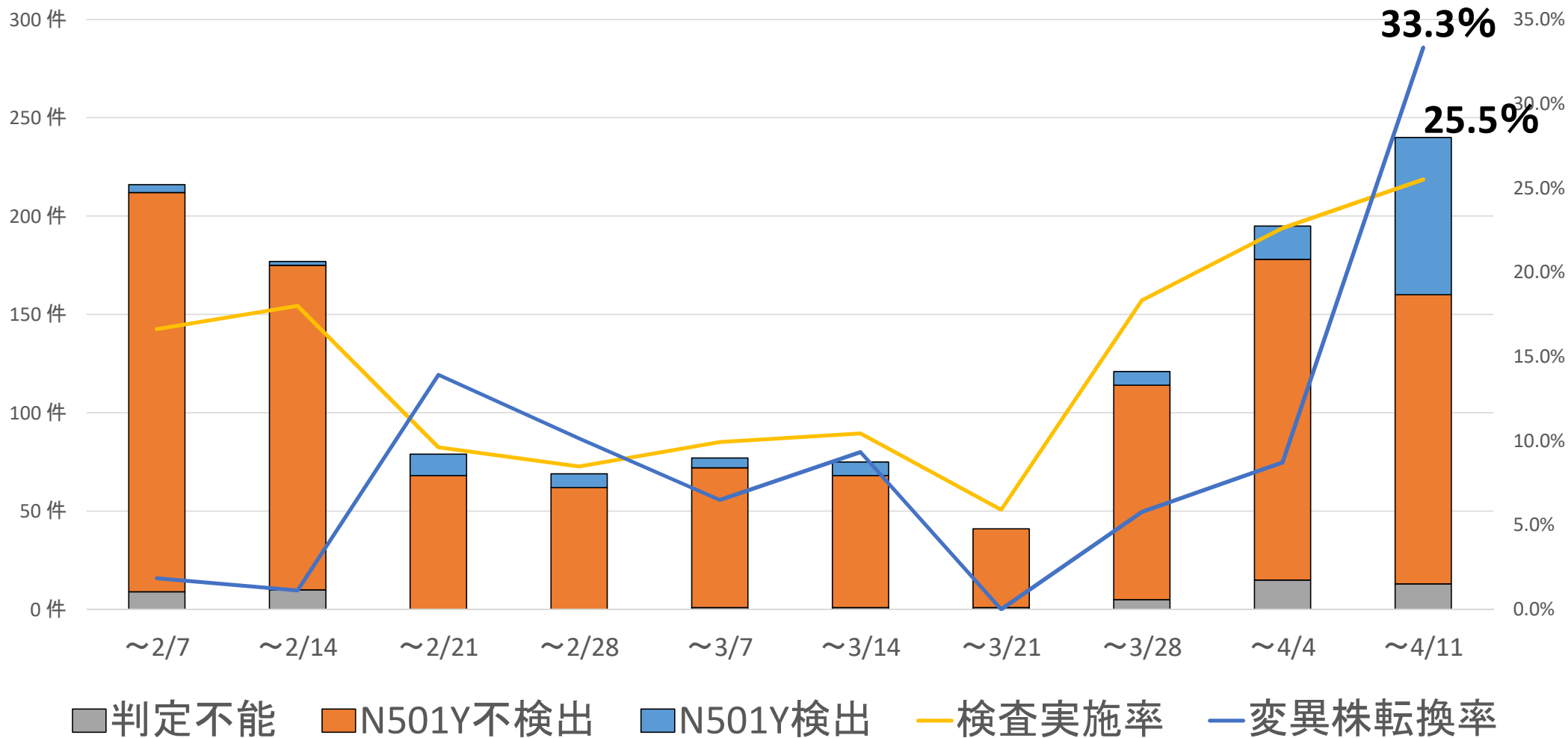
・4月13日は、クラスター関係10件を除いても20件

・20人以上の搬送は2月6日以来、30人以上の搬送は1月21日以来。

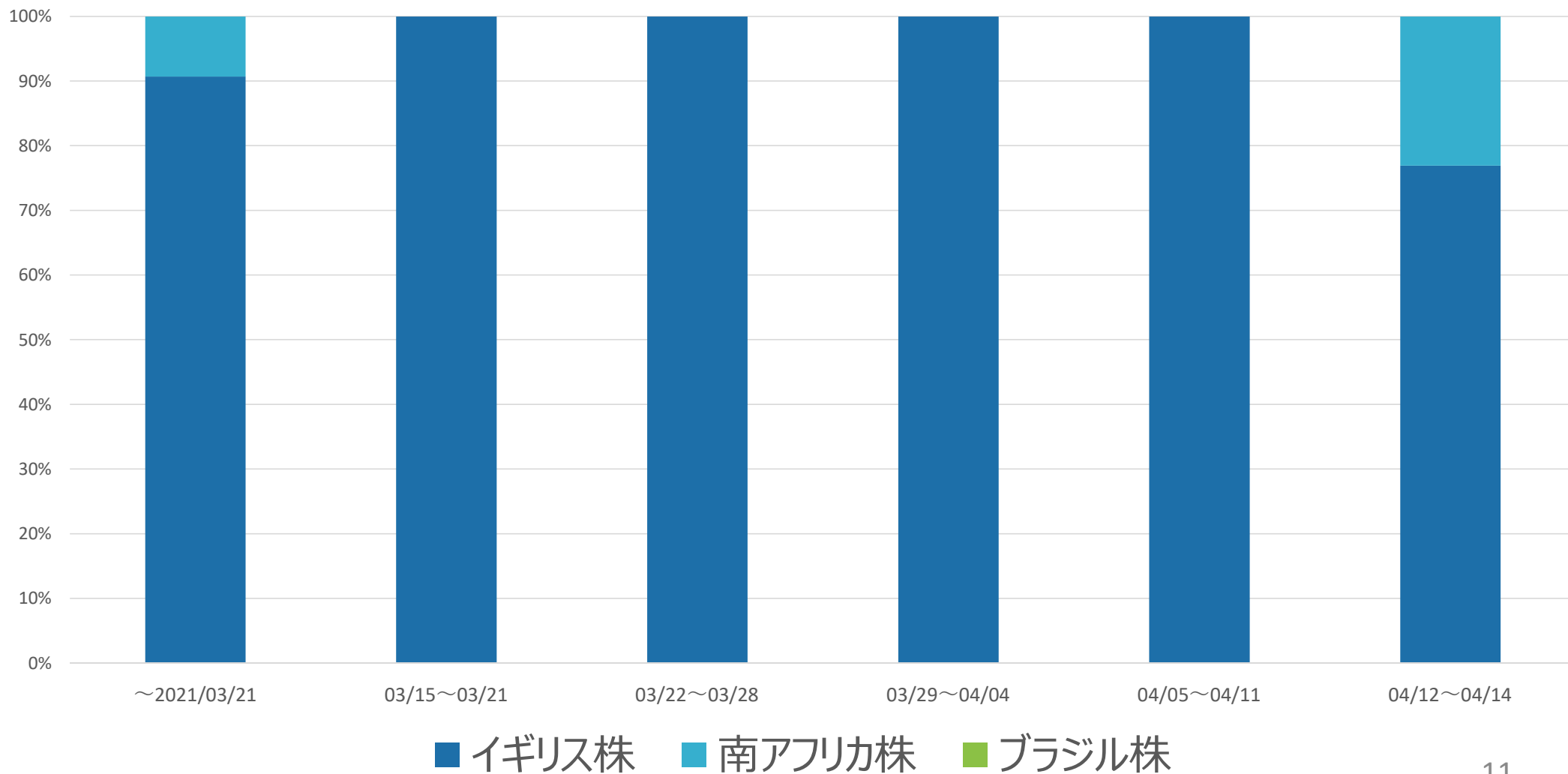
変異株検査実施状況（目標40%）



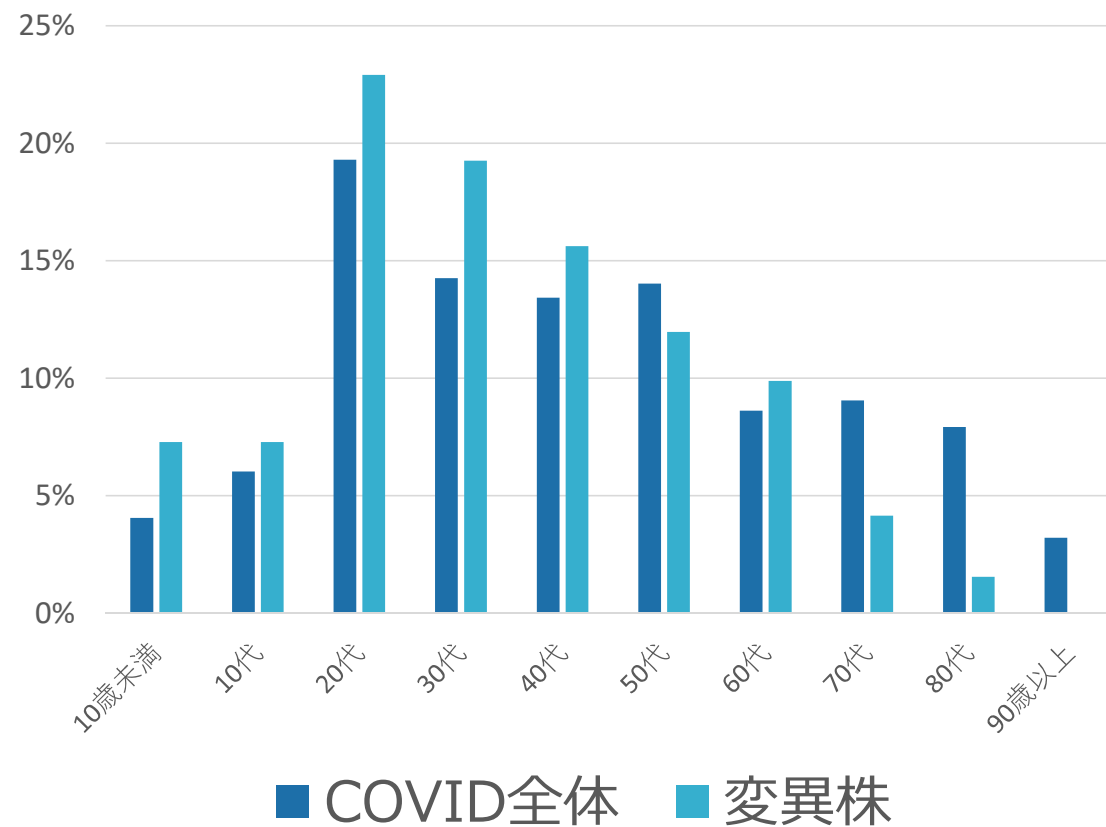
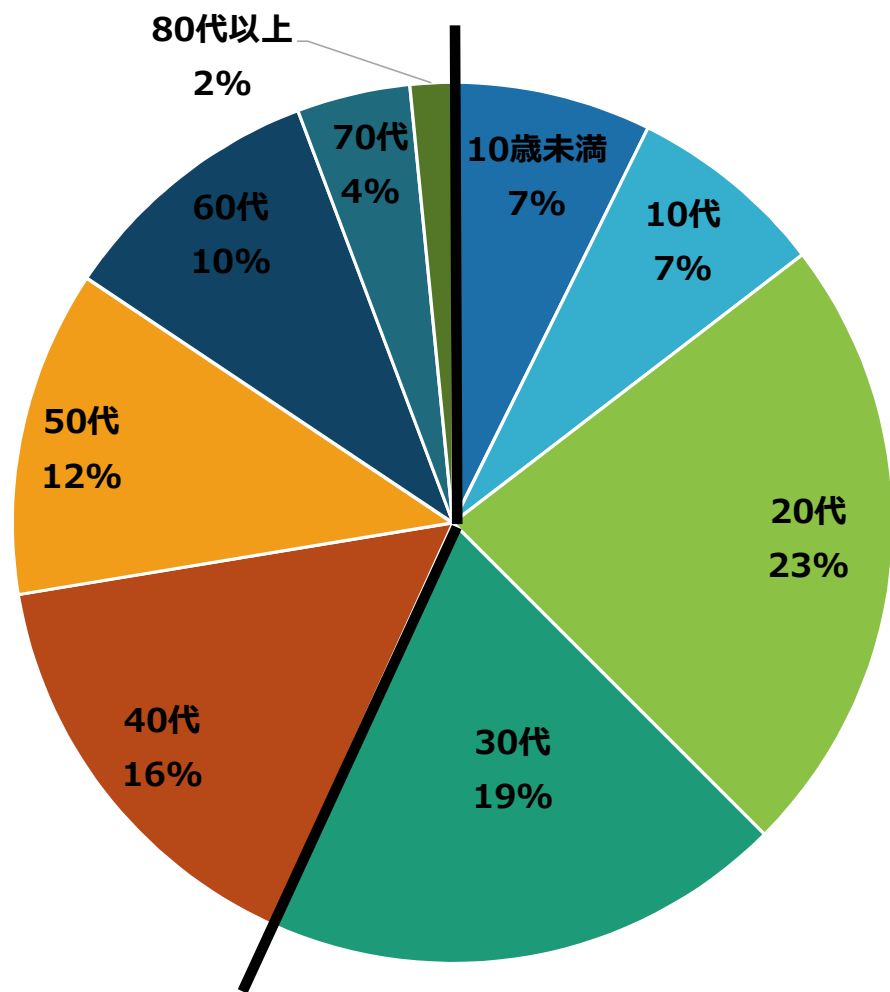
変異株検査 モニタリング検査 実施状況（目標40%）



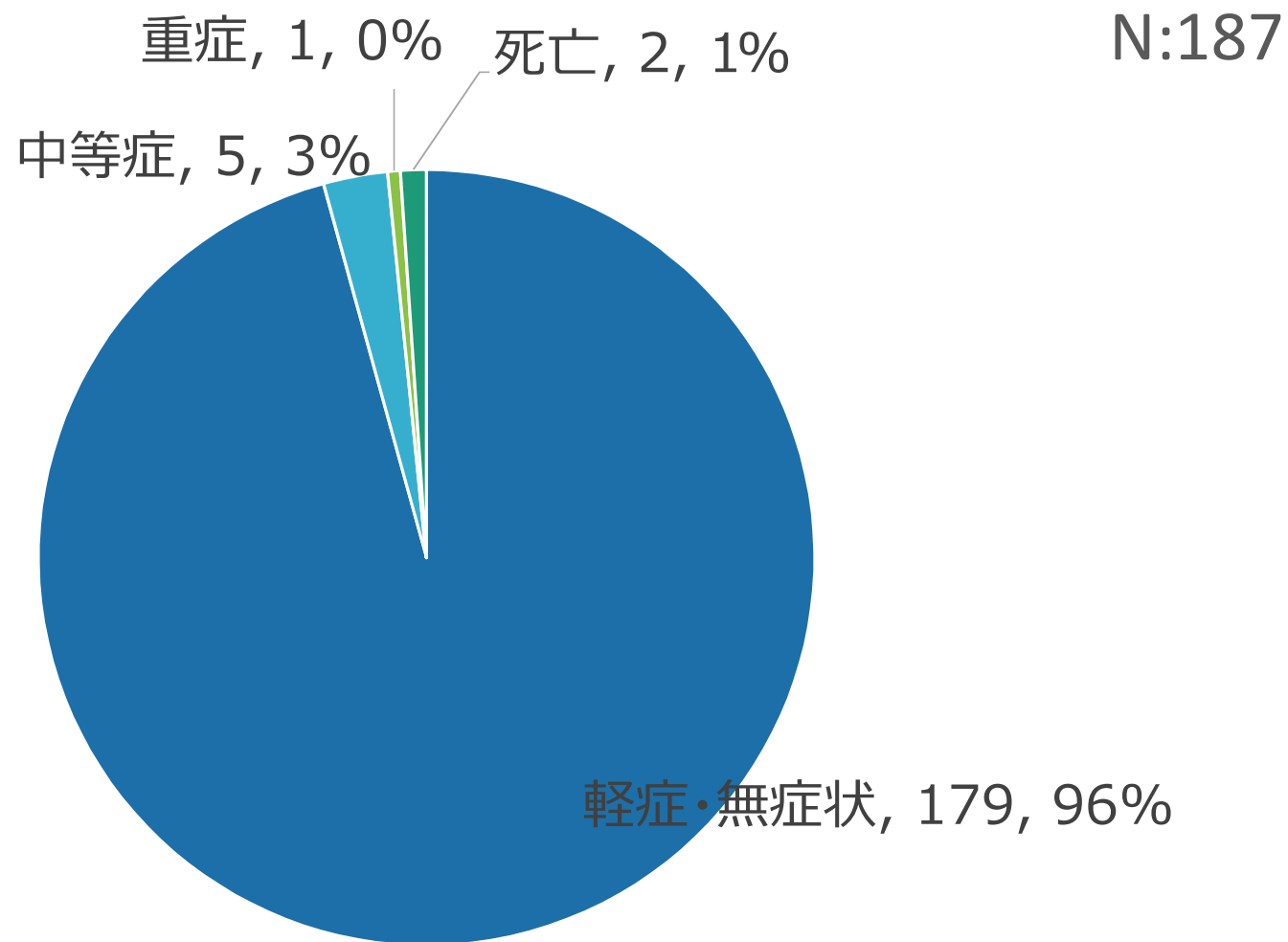
県内におけるN501Y変異株種別（4月14日現在）



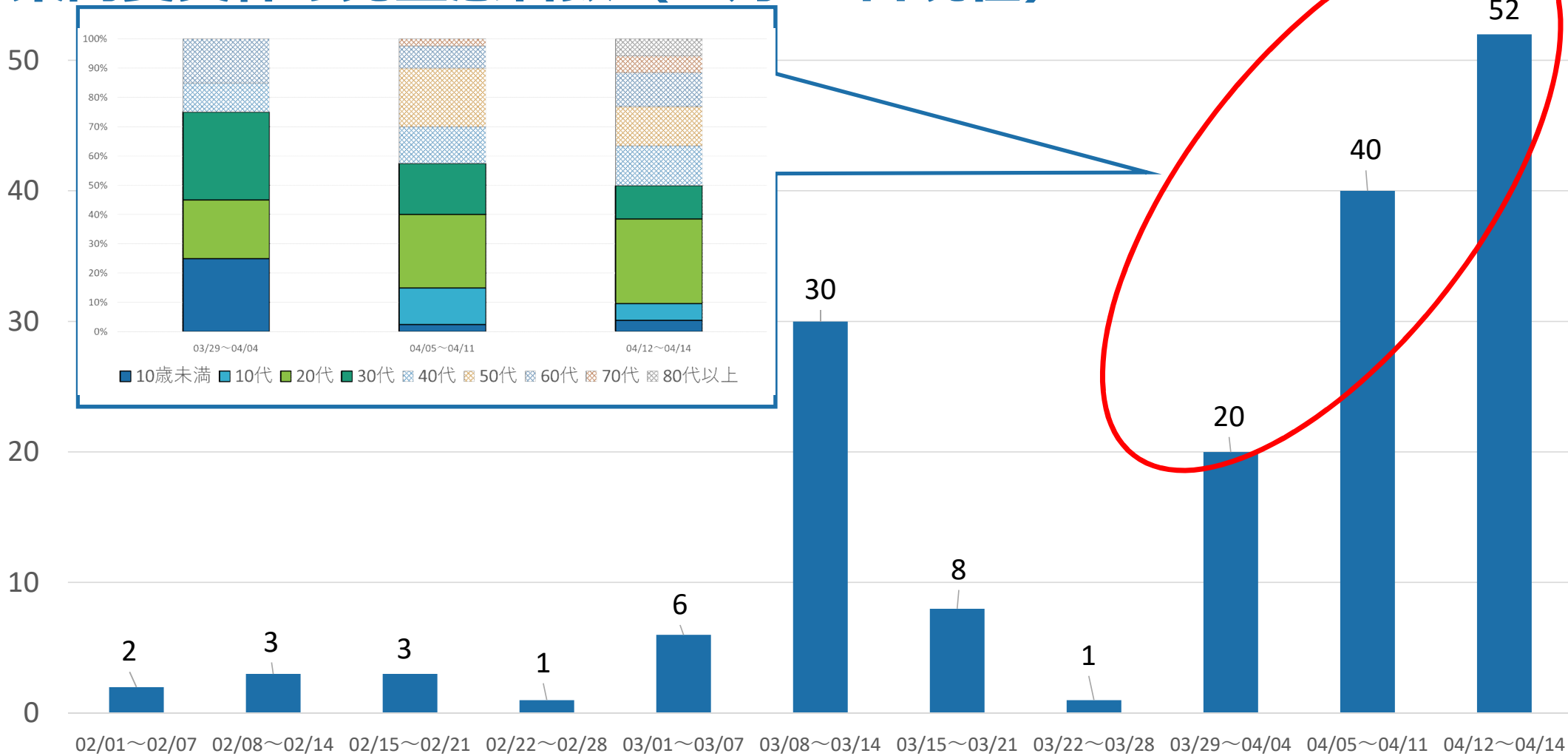
変異株患者の年齢層の分布



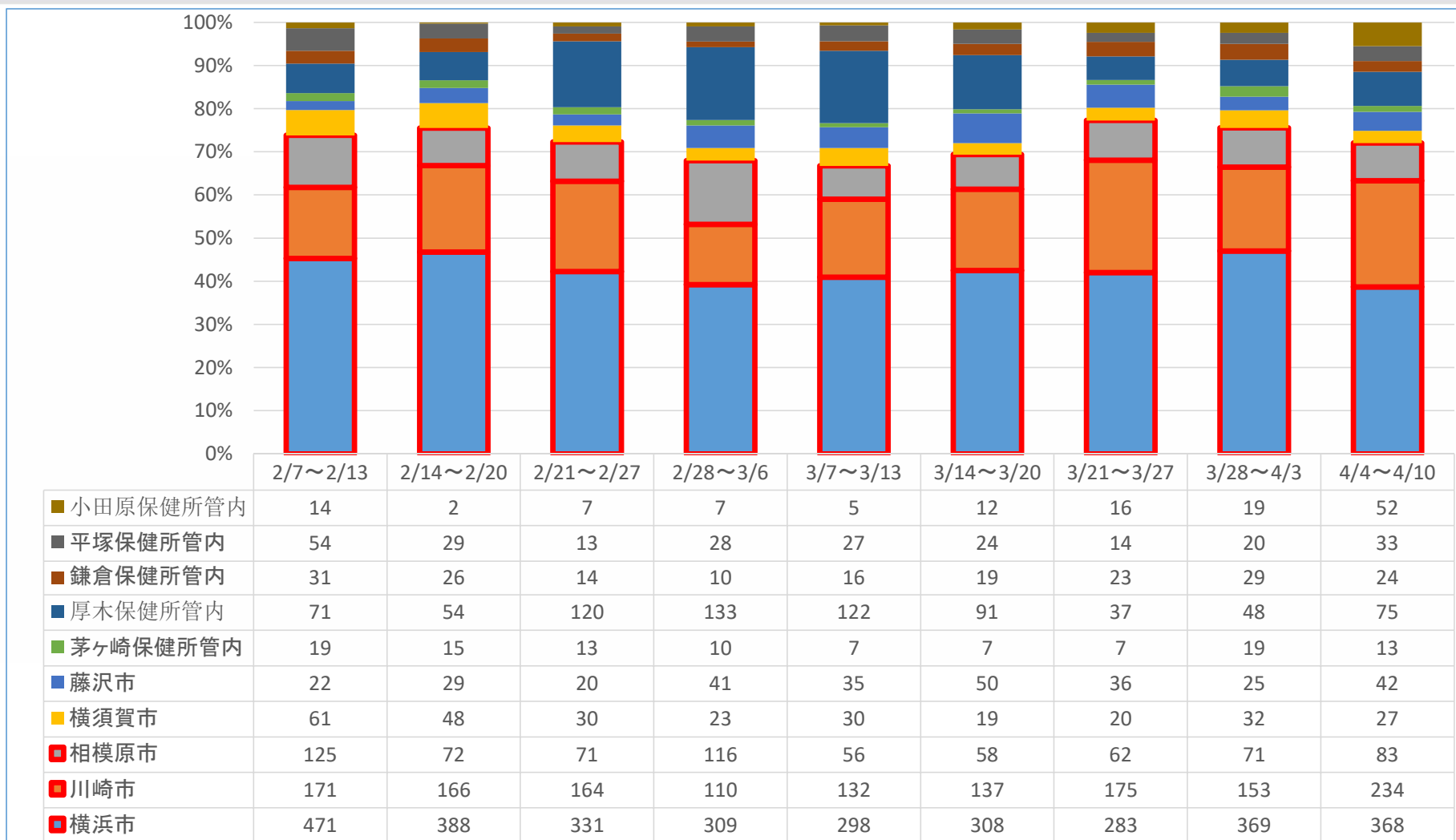
変異株患者の状況（重症度、入院・療養期間等）



県内変異株の発生患者数（4月14日現在）



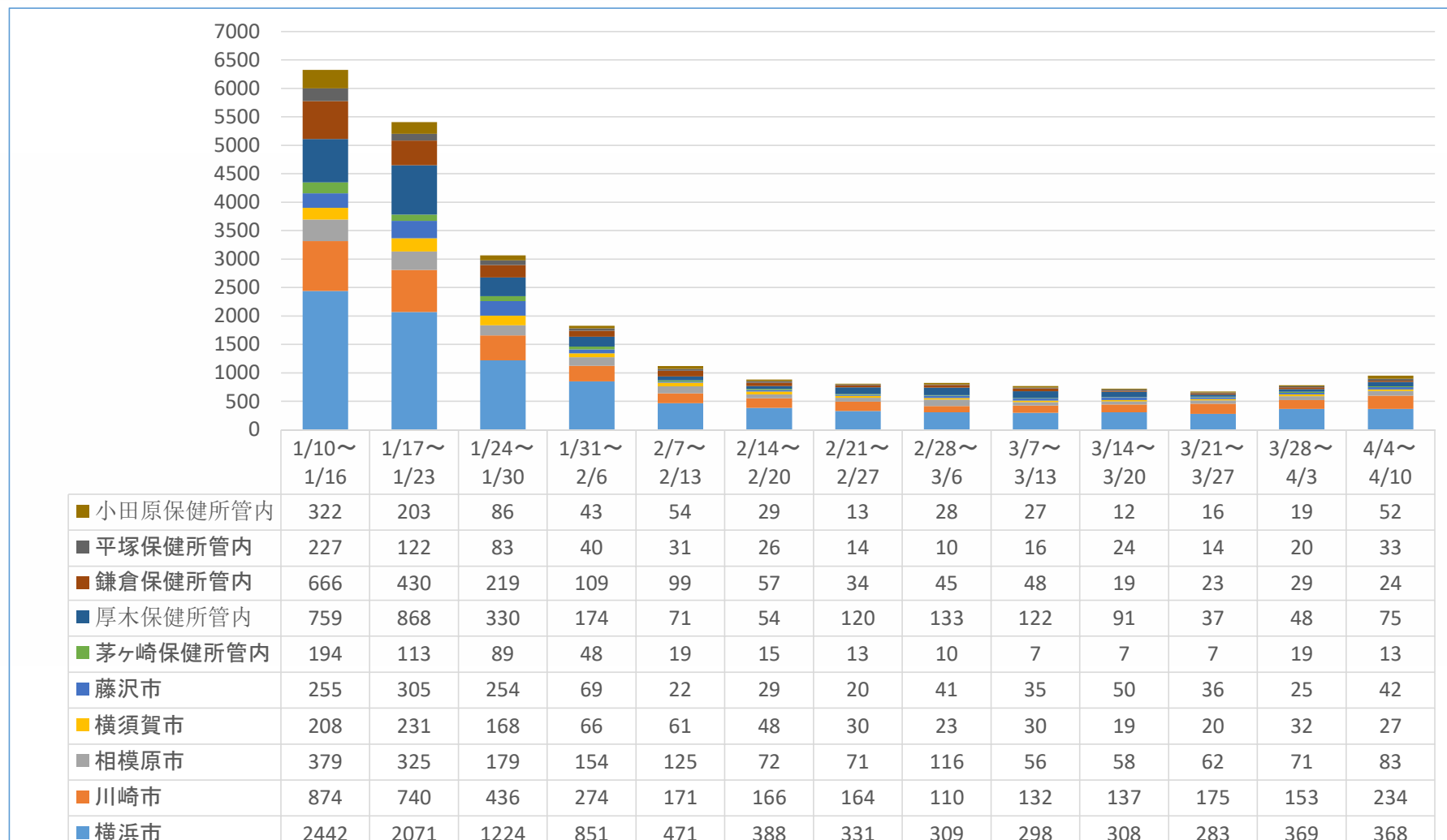
重点措置を行う区域の検討(1週間ごとの地域別感染者発生状況)



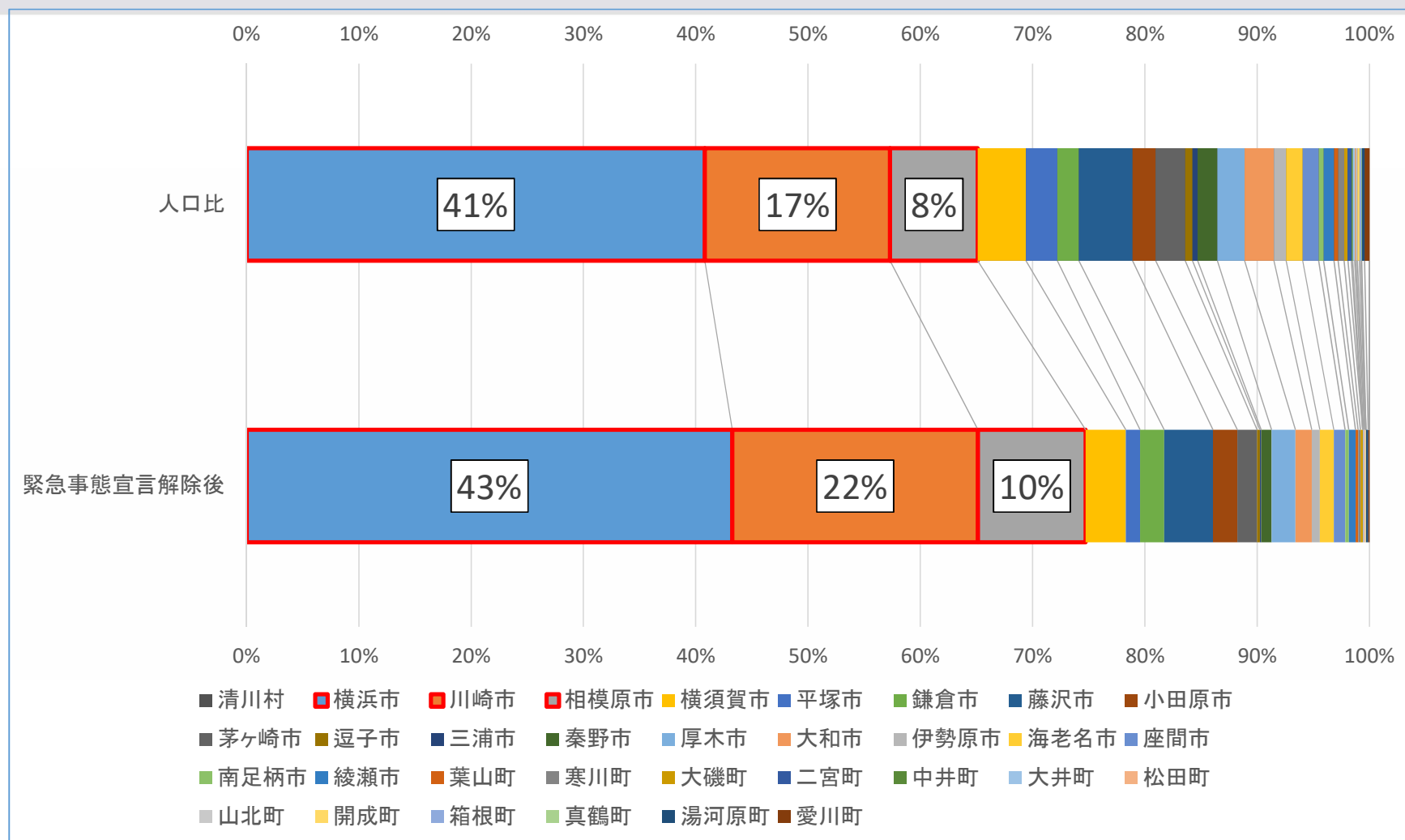
Kanagawa Prefecture

⇒ 緊急事態宣言発出以降、横浜・川崎・相模原のみで、全体の7割以上で推移している。

1週間ごとの保健所別感染者発生状況



市町村別感染者発生状況



Kanagawa | ⇒ 市町村別でみると、横浜市、川崎市、相模原市で、全体の75%を占めている。

県内地域別新規発生者数(保健所別)

保健所別新規感染者数(4月8日～14日)

保健所	新規感染者数 (週合計)	人口10万人当たり 新規感染者数 (週合計)
横浜	422	11.23
川崎	276	17.93
相模原	81	11.20
横須賀	22	5.64
藤沢	37	8.47
茅ヶ崎管内	24	8.25
県域	206	9.91
県合計	1,068	11.59

各政令市及びそれ以外の新規感染者数(4月8日～14日)

保健所	新規感染者数 (週合計)	人口10万人当たり 新規感染者数 (週合計)
横浜	422	11.23
川崎	276	17.93
相模原	81	11.20
政令市以外	289	9.04
県合計	1,068	11.59

(注) 新規感染者数は各保健所の発表数値

飲食店数(神奈川県感染防止対策取組書の登録数)

市町村	店舗数	割合※小数点以下は四捨五入
神奈川県	54,887	100%
横浜市	21,166	39%
川崎市	8,340	15%
相模原市	3,520	6%
横須賀市	2,949	5%
平塚市	1,919	3%
⋮	⋮	⋮

令和元年度における1日平均の線区別・駅別乗車人数

(JR東日本 東海道本線)

駅名	乗客数	所在市町村名
横浜駅	419,440	横浜市
川崎駅	215,234	川崎市
武蔵小杉駅	129,194	川崎市
戸塚駅	112,598	横浜市
藤沢駅	108,873	藤沢市
大船駅	98,926	鎌倉市
鶴見駅	80,794	横浜市
平塚駅	60,941	平塚市
辻堂駅	59,409	藤沢市
東戸塚駅	58,888	横浜市

※ 横須賀線、南武線および京浜東北線の駅を含む。

Kanagawa Prefectural Government

(小田急電鉄)

駅名	乗客数	所在市町村名
町田駅	14,4710	町田市 (相模原市)
登戸駅	83,898	川崎市
藤沢駅	81,966	藤沢市
海老名駅	76,216	海老名市
本厚木駅	75,520	厚木市
新百合丘駅	64,473	川崎市
相模大野駅	63,655	相模原市
大和駅	59,360	大和市
中央林間駅	49,117	大和市
湘南台駅	46,190	藤沢市

※ 小田原線、江ノ島線および多摩線の駅を含む。

(京浜急行電鉄本線)

駅名	乗客数	所在市町村名
横浜駅	161,826	横浜市
上大岡駅	71,842	横浜市
京急川崎駅	66,050	川崎市
金沢文庫駅	34,940	横浜市
横須賀中央駅	34,047	横須賀市
金沢八景駅	29,887	横浜市
追浜駅	21,044	横須賀市
杉田駅	16,899	横浜市
京急鶴見駅	16,540	横浜市
生麦駅	15,084	横浜市

(令和2年度版 神奈川県交通関係資料集)

まん延防止等重点措置の適用について(案)

(重点区域の指定に関する国への要請)

- 昨日(4月14日)、本県における新規感染者数は、ステージⅢ相当に該当する新規感染者数200人/日を超えた。(205人)
- 現在の1週間当たりの新規感染者は、緊急事態宣言時の2月第2週の水準を超えている。
- また、若い世代(20~30代)の感染者の割合も高まっており、変異株の感染も広がっている。
- さらに、病院への搬送件数が増加傾向にある。
- この状況を感染拡大の兆候と捉え、感染者の急増と再度の緊急事態宣言を回避するため、本県を特措法31条の4第6項に基づきまん延防止等重点措置の区域とするよう、国に要請する。

(措置区域について)

- 横浜市、川崎市、相模原市は、人口比と比べても感染者の割合が高く、緊急事態宣言解除後の3市の感染者数は、県全体の7~8割を占めている。
- また、すでに重点区域に指定されている東京都と隣接し、主要駅の乗降客数や、急所といわれる飲食店の数も他地域を圧倒しており、感染拡大の可能性も高いと考えられる。
- こうしたことから、横浜市、川崎市、相模原市を措置区域とする方向で検討する。

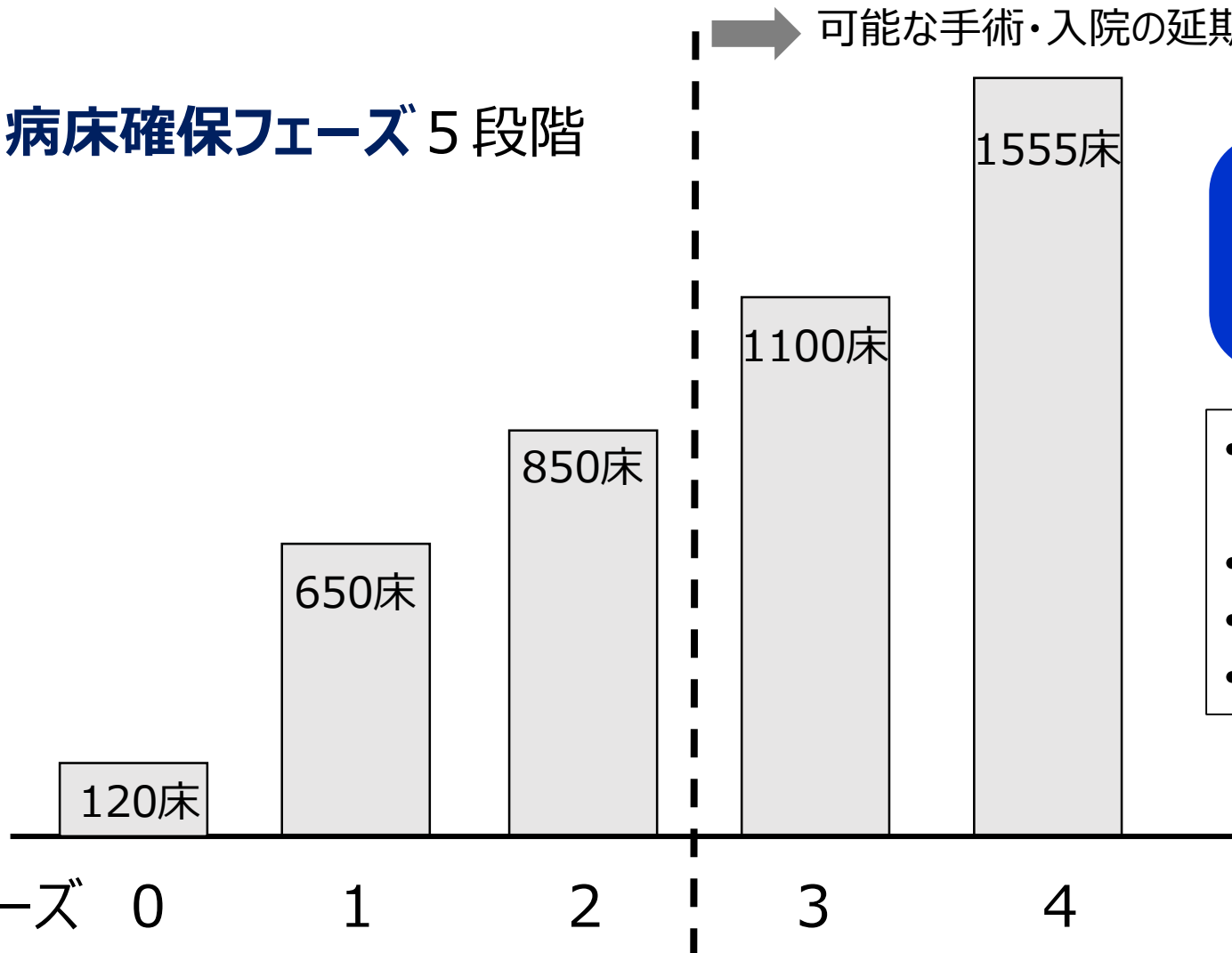


新型コロナウイルス感染症対策

病床確保フェーズに応じたコロナ病床の確保

令和3年4月15日
神奈川県健康医療局

病床確保フェーズ 5段階

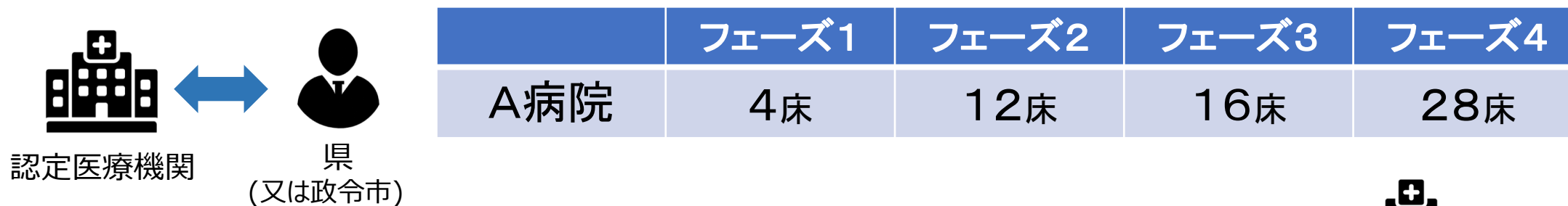


第3波の検証を踏まえ、
病床確保のフェーズを
多段階に再設定

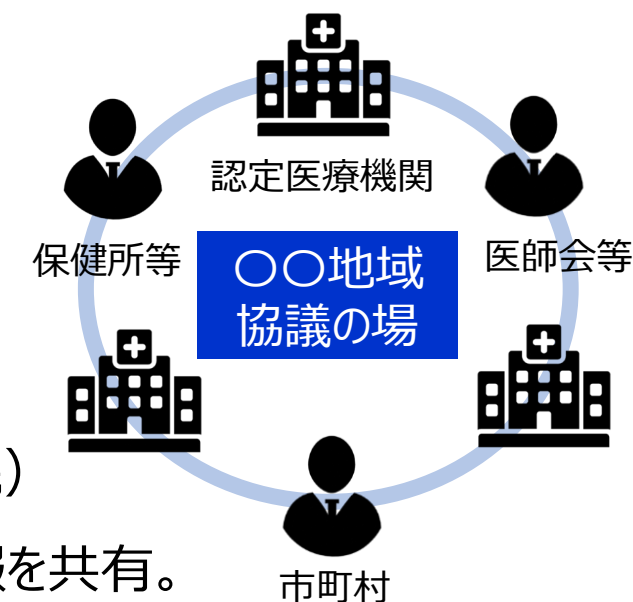
- 病床確保フェーズごとに各医療機関の**増床計画**を策定
- 地域での増床計画調整
- 県と医療機関の計画の**明文化**（協定等）
- 認定医療機関間での**情報共有**

* フェーズアップ時の増床期間3週間

STEP 1. 県 (or政令市) と神奈川モデル各医療機関との個別協議



STEP 2. 各地域 (二次医療圏) の医療関係者での協議



STEP 3. フェーズ別の確保病床数に関する協定の締結

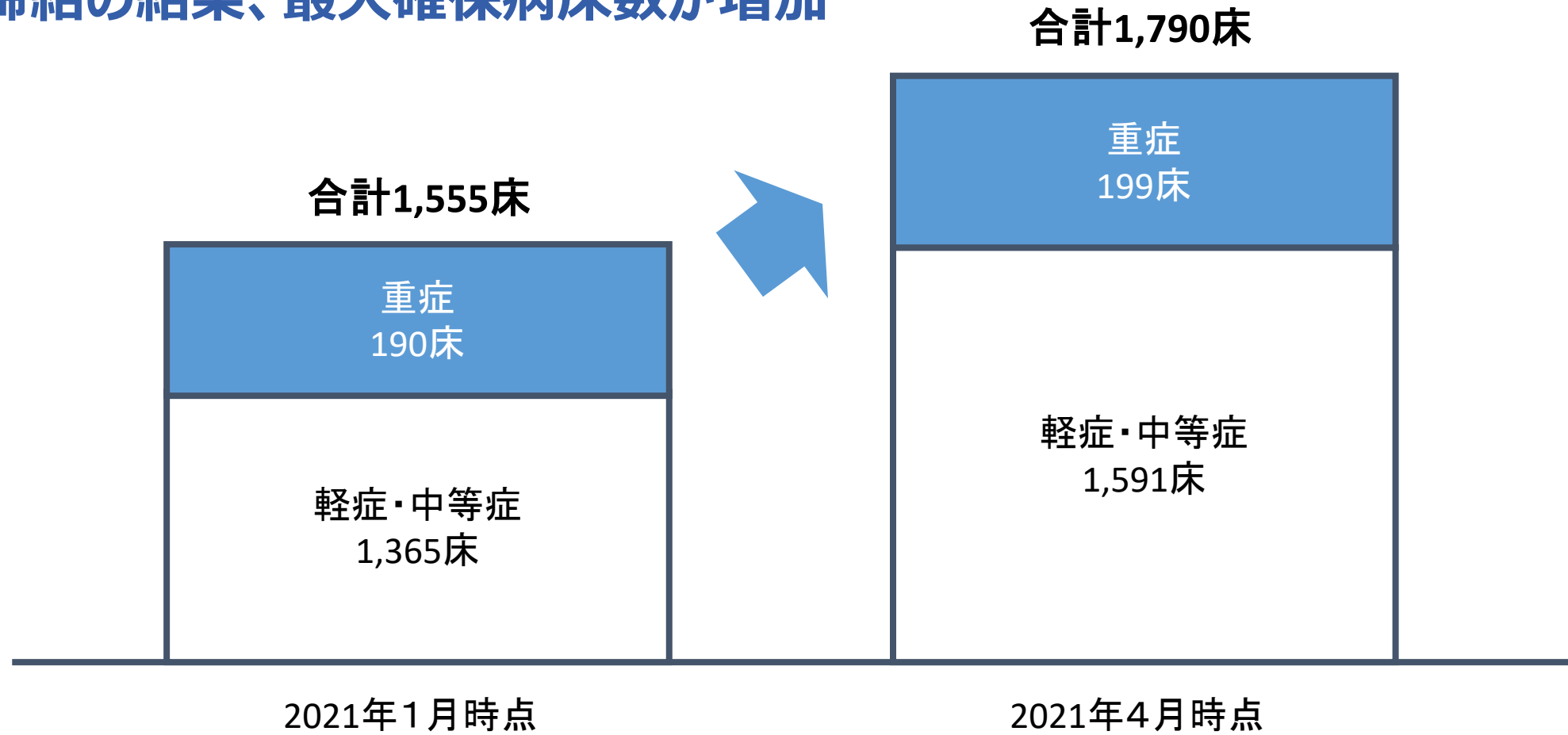


※県と個々の神奈川モデル認定医療機関の間で締結 (76病院)

※フェーズ別の確保病床数を明文化。関係医療機関の間で情報を共有。

病床確保フェーズに応じた確保病床数（1）

協定締結の結果、最大確保病床数が増加



病床確保フェーズに応じた確保病床数（2）

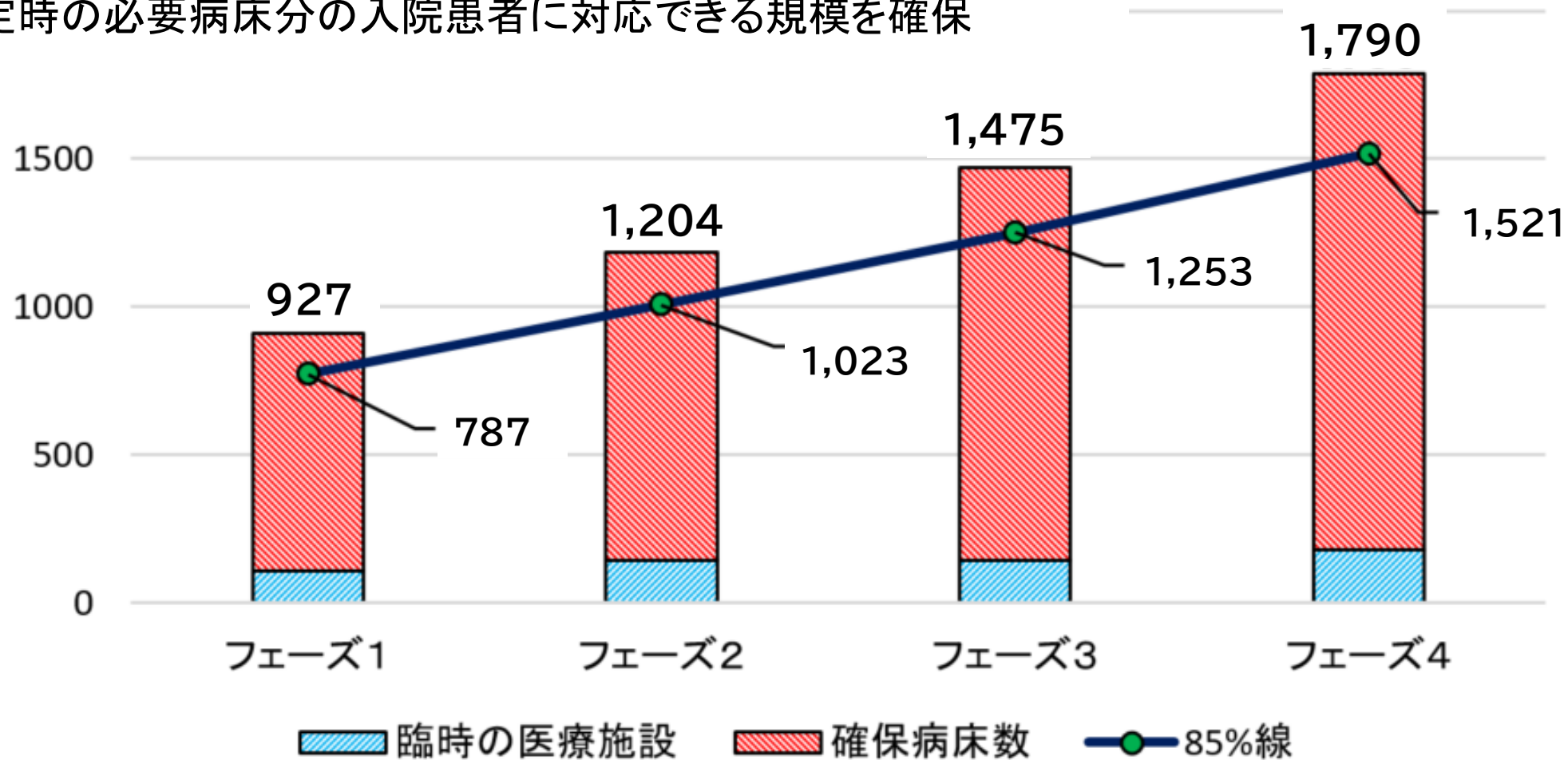
	病床確保フェーズ			
	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	フェーズ4
フェーズ設定時の病床数 (令和3年3月5日)	650	850	1,100	1,555
今回の確保病床数	927	1,204	1,475	1,790



病床確保計画を改定

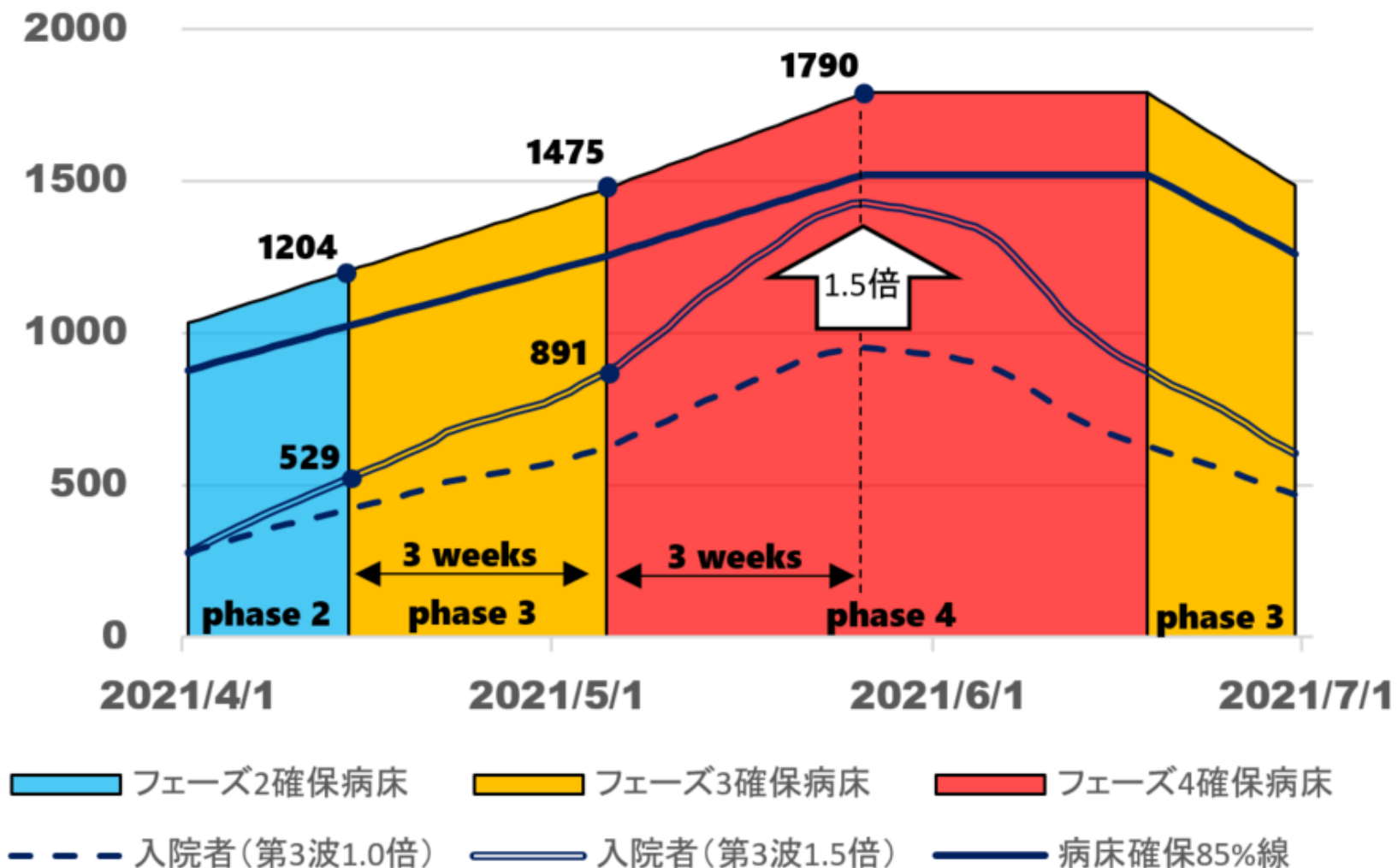
病床確保フェーズに応じた確保病床数（3）

一般的に入院調整が難しくと言われる病床利用率85%となった場合でも、概ねフェーズ設定時の必要病床分の入院患者に対応できる規模を確保



病床確保フェーズに応じた確保病床数（４）

最大確保病床数(1,790床)の85%線の範囲内で、第3波の際の最大入院者数(961人)の1.5倍程度まで受け入れられる。



病床確保フェーズに応じた確保病床数（5）

二次医療圏	病床区分	病床確保フェーズ			
		1	2	3	4
横浜	重症	43	52	73	86
	中等症等	274	359	463	534
小計		317	411	536	620
川崎	重症	16	24	30	30
	中等症等	105	138	164	211
小計		121	162	194	241
相模原	重症	12	12	15	24
	中等症等	128	139	152	172
小計		140	151	167	196
横須賀 三浦	重症	6	10	11	13
	中等症等	64	72	93	106
小計		70	82	104	119
湘南 東部	重症	2	4	5	6
	中等症等	43	65	87	97
小計		45	69	92	103

二次医療圏	病床区分	病床確保フェーズ			
		1	2	3	4
湘南 西部	重症	9	13	13	24
	中等症等	29	69	102	160
小計		38	82	115	184
県央	重症	0	0	0	0
	中等症等	69	73	85	90
小計		69	73	85	90
県西	重症	1	6	12	16
	中等症等	18	25	27	41
小計		19	31	39	57
広域	重症	0	0	0	0
	中等症等	108	143	143	180
小計		108	143	143	180
合計	重症	89	121	159	199
	中等症等	838	1,083	1,316	1,591
	小計	927	1,204	1,475	1,790

(参考) モニタリング指標

	医療提供体制等の負荷			監視体制	感染の状況		クラスター発生状況	【参考】最大確保病床数を1,790床とした場合の①病床のひっ迫具合		
	①病床のひっ迫具合		②療養者数	③陽性率	④新規報告数	⑤直近一週間と先週一週間の比較	⑥感染経路不明率	⑦クラスター発生状況		
	病床全体	うち重症者用病床						病床全体	うち重症者用病床	
本県の状況 (時点)	21.80% 339床 4/14	14.21% 27床 4/14	人口10万人当たり 13.10人 全療養者数 1208人 4/14	4.72% 4/13	人口10万人当たり 11.58人 新規報告数 1068人 4/14	多い (4/8 ~ 4/14 1068人) (4/1 ~ 4/7 823人)	48.88% 4/14	(医療機関) 8施設、計221人 (福祉介護) 15施設、計329人 (学校大学) 2施設、計45人 (幼保児童) 1施設、計5人 (その他) 5施設、計42人 4/14	18.94% 339床 4/14	13.57% 27床 4/14
ステージⅢの指標	・最大確保病床の占有率 20%	・最大確保病床の占有率 20%	人口10万人当たり全療養者数(※) 15人以上 ※入院者、自宅・宿泊療養者の合計	10%	人口10万人当たり 15人/週	直近一週間が先週一週間よりも多い	50%	—	・最大確保病床の占有率 20%	・最大確保病床の占有率 20%
本県における基準	311床 1555床(※) × 0.2 ※疑似症含まない確保病床数	38床 190床 × 0.2	1383人 (週平均197.5人/日) 92.19 × 15人	10%	1383人 (週平均197.5人/日) 92.19 × 15人	直近一週間が先週一週間よりも多い	50%	—	358床 1,790床(※) × 0.2 ※疑似症含まない確保病床数	39床 199床 × 0.2
ステージⅣの指標	・最大確保病床の占有率 50%	・最大確保病床の占有率 50%	人口10万人当たり全療養者数(※) 25人以上 ※入院者、自宅・宿泊療養者の合計	10%	人口10万人当たり 25人/週	直近一週間が先週一週間よりも多い	50%	—	・最大確保病床の占有率 50%	・最大確保病床の占有率 50%
本県における基準	778床 1555床(※) × 0.5 ※疑似症含まない確保病床数	95床 190床 × 0.5	2304人 (週平均329.1人/日) 92.19 × 25人	10%	2304人 (週平均329.1人/日) 92.19 × 25人	直近一週間が先週一週間よりも多い	50%	—	895床 1,790床(※) × 0.5	99床 199床 × 0.5

「まん延防止等重点措置」の適用に当たって

○「まん延防止等重点措置」として講ずべき内容（法令規定事項）

- ・ 飲食店に対する 20 時までの時短要請等
- ・ 客に対するマスク着用等の感染防止措置の周知、当該措置を講じない者の入場禁止等を飲食店に要請
- ・ 県民に対して、時短要請がされている時間帯に飲食店にみだりに出入りしないことの要請

〈上記に加え都道府県が行う取組〉

1. 飲食店見回り・働きかけの徹底

- ・ 措置区域内の全ての飲食店に対し、時短要請の働きかけ
- ・ 措置区域内の全ての飲食店に対し、協力を得つつ店舗内まで立ち入り、ガイドラインの遵守状況（※基本4項目）を見回り
 - （※）アクリル板等（パーティション）の設置（又は座席の間隔の確保）
手指消毒の徹底
食事中以外のマスク着用の推奨
換気の徹底

2. 重点検査の実施等

- ・ 措置区域内における高齢者施設等の従業者等に対する検査の頻回実施
- ・ 高齢者施設や医療機関で感染が発生した場合における保健所による感染管理体制の評価や支援チームの派遣、検査の実施等による感染制御・業務継続支援の徹底
- ・ 繁華街・歓楽街、事業所群（建設現場、工場の寮等）、大学等、検査前確率が比較的高いと考えられる場所等に対するモニタリング検査の拡充（国事業への協力）
- ・ 措置区域内の歓楽街等で陽性者が出た場合の重点的検査の実施

3. 医療提供体制

- ・ 病床・宿泊療養施設確保計画に沿って、すぐに患者を受け入れられる病床・居室を計画上の最大数に速やかに移行
- ・ 感染者急増時の緊急的患者対応への切り替えに向けた準備（医療提供体制への負荷が高まった場合の入院基準の明確化、パルスオキシメーターの活用や健康観察業務の外部委託等による自宅療養における健康観察体制の確保等）

4. その他

- ・ 飲食を主として業としている店舗に対し、カラオケを行う設備の利用自粛を要請

新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針

令和2年3月30日策定
令和2年5月25日改定
令和2年6月18日改定
令和2年7月9日改定
令和2年7月17日改定
令和2年7月29日改定
令和2年8月7日改定
令和2年8月19日改定
令和2年9月15日改定
令和2年11月20日改定
令和3年1月4日改定
令和3年3月5日改定
令和3年3月18日改定
令和3年3月24日改定
令和3年4月15日改定

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部

新型コロナウイルス感染症に関して、次の方針で対応する。

1 情報提供・相談対応

- ホームページ、SNSなど、様々な媒体を活用し、人と人の距離の確保、3つの密を避ける行動など、基本的な感染防止対策や、新しい生活様式への行動変容を促す啓発に努める。
- ホームページの特設サイトで、新型コロナウイルス感染症に関する様々な情報や、影響を受けている県民や事業者に対する支援など、総合的な情報発信に努める。
- 最新の感染状況やモニタリング指標の動向については、ホームページやSNSを通じて、迅速に情報提供を行う。
- LINE公式アカウント「新型コロナ対策パーソナルサポート」の普及促進に努める。
- 新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル等を通じて、健康・医療、経営など、県民の相談にきめ細かく対応する。

2 まん延防止対策

(1) 新しい生活様式の定着促進

- 県民へ新しい生活様式の普及と定着の促進を図る。また、感染防止対策がされていない場所へ行くことを控えることを周知する。

(2) 事業者における感染防止対策の促進

- 在宅勤務、時差出勤など、人との接触機会を低減する取組を促進する。
- 事業者の感染防止対策を支援するため、標準的なガイドラインの公表、周知を図り、感染防止に必要な設備整備等に対する財政支援を行う。
- 事業者がガイドライン等に基づく感染防止対策を見える化できるよう、「感染防止対策取組書」を普及、促進する。
- 事業所で感染者が発生した際に、利用者に濃厚接触の可能性を通知する「LINEコロナお知らせシステム」を普及、促進する。

(3) イベントの開催制限（別紙）

- 別紙「3 イベントの開催制限について」のとおりとし、具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。
- イベントの開催にあたっては、感染防止対策を講じるとともに「感染防止対策取組書」及び「LINEコロナお知らせシステム」の二次元コードを掲示するよう周知する。
なお、リスクへの対応が整わないと判断される場合は、中止又は延期等、主催者に慎重な対応を求める。

(4) 感染拡大に向けた対応

ア モニタリングの実施

- 県は感染拡大に備え、(別紙)「1 モニタリング指標」に基づきモニタリングを行い、患者の増加傾向等の推移を踏まえて感染状況のステージを総合的に判断する。

イ 感染防止等の措置

- 本県の感染状況を踏まえ、国の基本的対処方針や政府の分科会提言等に基づき、外出自粛や営業時間短縮等の必要な措置を行う。

ウ まん延防止等重点措置の対象区域とされた際の対応

- まん延防止等重点措置の対象となった場合は、「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」を定め、まん延防止等重点措置等を実施する。

エ 緊急事態宣言が出された際の対応

- 本県が緊急事態宣言の対象となった場合は、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」を定め、緊急事態措置等を実施する。

(5) 県機関における取組

- 「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に基づき、必要な対応を図る。

3 サーベイランス・医療の提供、医療体制の維持

- 市町村や地域の関係機関等と連携・協力しながら、医療崩壊を防ぐための現場起点の医療提供体制「神奈川モデル」を維持・進化させ、医療・福祉・高齢者等の保護に取り組み、感染者数を極限まで抑える。
- 検査体制については、医師が必要と判断した場合に迅速に検査が受けられるよう、外来診療や検査キャパシティの拡充を図る。
 - ・医師会等の関係団体と連携し、地域の実情に応じた地域外来・検査センター等の設置を推進
 - ・民間の検査機関等も含めた検査能力の拡大
 - ・スマートアンプ法の導入によるPCR検査の迅速化や、抗原検査・抗体検査の導入検討など、多様な検査手法の活用
- 感染拡大の段階に応じて、重症・中等症・軽症など症状に応じた適切な医療を迅速に提供するため、病床や宿泊療養施設、搬送手段等の確保に努める。
 - ・高度医療機関、重点医療機関、重点医療機関協力病院相互の連携による病床確保
 - ・軽症者・無症状者のための宿泊療養施設の確保
- 小児や精神疾患患者などをはじめ、患者の特性や生活環境に応じて、きめ細やかな医療を提供できるよう「神奈川モデル」の充実を図る。
- 医療機関や福祉施設等における院内感染の防止に向けて、必要な物資等の提供を速やかに行うとともに、クラスター等の発生時には専門的なチーム（C-CAT）を派遣するなど、適切な支援を行う。
- 医療機関や関係施設等の従事者や家族などへの偏見や風評被害を防止するための啓発に努めるとともに、医療従事者等へのこころのケアなどの支援に取り組む。
- 医療提供体制については、新型コロナウイルス感染症患者の急増局面や減少局面等、感染状況の変化に速やかに対応するため、感染状況を示す全国基準である「ステージ（Ⅰ～Ⅳ）」の動向を見据え、これに先行して本県で病床の拡大等を要請する段階について、「病床確保フェーズ」として改めて整理する。

病床確保フェーズの移行については、入院患者の増加状況（減少状況）等を総合的に判断し、病床拡大の場合はステージの移行に先行して神奈川モデル認定医療機関に病床確保等の要請を検討する。

なお、病床拡大を要請した場合は、3週間以内に必要な即応病床数を確保する。

4 経済・雇用対策等

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業への経営相談や、制度融資を活用した金融支援などにより、中小企業の経営安定化に努める。
- 店舗における感染防止対策への支援や、売り上げが減少している事業者の再起促進支援、緊急事態宣言に伴う休業に対応した事業者への支援を進める。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、内定を取り消された方が生活費を得ながら、就職活動が行えるよう、緊急雇用対策を進める。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、生活に困窮する県民を対象に、くらし、住まい、しごとの相談をワンストップで受け付ける生活支援総合相談窓口を運営する。
- これら支援策について、国等の支援策とあわせ、県民、事業者にわかりやすく周知する。

5 物資・資機材の確保

- 医療機関や社会福祉施設、教育機関などで不足するマスクや消毒液などの物資について、国や他の自治体、協定事業者への要請などにより調達、供給に努める。

6 本部体制の充実

- 特措法に基づく本部体制の下、引き続き、全庁が緊密に連携して、新型コロナウイルス感染症対策に取り組む。

7 その他

- 本方針に定めた対策や体制は、状況の変化に応じて、更なる強化や、通常に戻すなど、柔軟に対応する。また、国が状況の変化に応じて発出する通知等を参考に適切に対応する。

1 モニタリング指標

以下の指標は目安であり、これらの指標をもって機械的に判断するのではなく、患者の増加傾向等の推移を踏まえて総合的に判断する。

	医療体制等の負荷		②療養者数	監視体制 ③PCR陽性率	感染の状況		クラスター発生状況 ⑦病院・施設・学校等のクラスター発生状況	
	①病床のひっ迫具合				④新規報告数	⑤直近一週間と先週一週間の比較		⑥感染経路不明割合
	病床全体	うち重症患者用						
ステージ3の指標	最大確保病床の占有率 20%以上	最大確保病床の占有率 20%以上	人口 10 万人当たり全療養者数 15 人以上	10%	15 人/10 万人/週 以上	直近一週間が先週一週間より多い。	50%	—
ステージ4の指標	最大確保病床の占有率 50%以上	最大確保病床の占有率 50%以上	人口 10 万人当たり全療養者数 25 人以上	10%	25 人/10 万人/週 以上	直近一週間が先週一週間より多い。	50%	—

(ステージは、国が令和2年8月7日付け事務連絡で示したものを表す。)

2 病床確保フェーズ

	病床確保フェーズ0	病床確保フェーズ1	病床確保フェーズ2	病床確保フェーズ3	病床確保フェーズ4
新型コロナ医療体制	感染症指定医療機関等	高度医療機関、重点医療機関、協力病院 (軽症者は自宅・宿泊療養)			
即応病床数	120 床	650 床	850 床	1,100 床	1,555 床
地域医療体制	原則平時医療を継続			一部医療の抑制	
ステージ(国定義)	ステージⅠ	ステージⅡ	ステージⅢ (病床利用率 20%超)	ステージⅣ (病床利用率 50%超)	

3 イベントの開催制限について

時期		収容率		人数上限
令和2年 5月25日 ～	屋内	50%以内		100人
	屋外	十分な間隔		200人
6月19日 ～	屋内	50%以内		1,000人
	屋外	十分な間隔		1,000人
7月10日 ～	屋内	50%以内		5,000人
	屋外	十分な間隔（できれば2m）		5,000人
9月19日 ～	イベント の 類型	歓声・声援等が 想定されないもの ・クラシック コンサート ・演劇、寄席、 古典芸能等 (雅楽、能楽、 文楽、歌舞伎、 講談、落語等) ・展示会 等	歓声・声援等が 想定されるもの ・ロック、ポップ コンサート ・スポーツ イベント等	○収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50% ○収容人数10,000人以下 ⇒5,000人 (注) 収容率と人数上 限でどちらか小さい ほうを限度(両方の条 件を満たす必要)
		100%以内 (席がない場合は 適切な間隔)	50%以内 (席がない場合は 十分な間隔)	
令和3年 1月8日 ～	屋内	50%以内		5,000人
	屋外	十分な間隔（できれば2m）		5,000人
3月22日 ～	イベ ント の 類型	「9月19日～」と同じ		5,000人、又は 収容人数50%以内 (≤10,000人) のいずれか大きい方
4月19日 ～	イベ ント の 類型	「9月19日～」と同じ		5,000人、又は 収容人数50%以内 のいずれか大きい方 (エビデンスに基づき 人数上限緩和を検討)

※ 具体的な条件については、国の事務連絡による。

イベントの開催にあたっては、感染防止対策を講じるとともに「感染防止対策取組書」及び「LINEコロナお知らせシステム」の二次元コードを掲示する。